

# 近世日向漂着唐船・琉球船年表(稿)

黒木 國泰

A Chronology of Chinese and Ryukyuan Ships  
Drifting Ashore on the Hyuga coast in the Late Medieval Japan

Kuniyasu KUROKI

## 1 近世日向漂着唐船・琉球船と抜荷関係史料

いったい何艘の唐船・琉球船が、日向沿岸に漂着したのであろうか。近世に限定すれば、幕府領であれ大名領であれ、記録が残されているはずであり、幕府も掌握していたはずである。現時点で、知り得た記録を公開しておきたい。なお不明な事項も残されており、中間報告として作成したものである。

先ずは各藩の藩庁記録が基本史料となる。各藩および幕府領関係文書について、以下、簡単に紹介する。

### 1 高鍋藩関係史料

高鍋藩が直接・間接に係わった漂着唐船・琉球船の記録について、下記のものがある。

- (1) 『宮崎県史料 第1卷高鍋藩 本藩実録』(宮崎県立図書館、1975年)。
- (2) 『宮崎県史料 第2卷高鍋藩 拾遺本藩実録』(宮崎県立図書館、1976年)。
- (3) 『宮崎県史料 第3卷高鍋藩 続本藩実録(上)』(宮崎県立図書館、1977年)。
- (4) 『宮崎県史料 第4卷高鍋藩 続本藩実録(下)』(宮崎県立図書館、1978年)。
- (5) 『続々本藩実録』宮崎県立図書館所蔵、未刊行。
- (6) 『藩尾録』宮崎県立図書館所蔵、未刊行。
- (7) 『漂着船護送日記』
- (8) 『従心見浦至美々津出張場「唐船滯泊中日記」』
- (9) 『出張場より高鍋・美々津江之状扣』
- (10) 貞享4年正月17日「長崎問屋〔糸屋〕五郎右衛門ヨリ唐船支配之儀申越候」『隈江家記三』(宮崎県立図書館)
- (11) 「舊例抜書」『藩法集』12 続諸藩(創文社、1975年)

なお(1)から(6)は高鍋藩の歴史書。(7)(8)(9)は、安政2年心見漂着の江南商船宋福盛船についての関係記録。とくに(7)は日向から長崎への回送についての現存する唯一の記録である。(永井哲雄「高鍋藩の漂着唐船始末」『宮崎県史しおり』史料編近世4第13回、黒木國泰「安政2年高鍋藩漂着唐船護送日記」『宮崎女子短期大学紀要』29、30参考)

## 2 延岡藩関係史料

延岡内藤藩には『萬覺書』がある。明治大学刑事博物館所蔵の内藤家文書の中核となる藩政記録文書であり、延岡入府以前からの記録がみえる。この度、上原兼善監修『北浦町史 史料編第4巻 内藤家文書(2)』(北浦町、2000年)に、北浦町に係わる記録が抄録され、公刊された。古くから交通の要衝であった鳴野浦(延岡市)にからめて、内藤藩の海事については本書に網羅されたわけである。したがって、漂着唐船・琉球船に関する記録や唐物抜荷についても記述が見える。(上原兼善同書「解題」)また、『舊文書』所収「漂着一式」も明治大学・宮崎県立図書館所蔵の重要な史料である。

## 3 佐土原藩関係史料

佐土原鳴津藩の藩政記録には、宮崎県立図書館所蔵の鳴津家日記(寛文9年12月～文久2年6月)がある。このうちの、寛文9年(1669)12月から宝永7年(1710)12月まで、および天保12年(1841)1月から天保14年12月までが『宮崎県史料第5巻 佐土原藩 鳴津家日記(1)』(宮崎県立図書館、1979年)から『宮崎県史料第8巻 佐土原藩 鳴津家日記(4)』(宮崎県立図書館、1982年)までの4冊にまとめ公刊されている。鳴津家日記には残念ながら欠落があるけれども、先人の努力で、429冊が現存し、うち72冊が公刊されたわけである。(野口逸三郎の解題参照)

『唐船漂着記並薩摩船唐日記』

『原本大光寺僧翠岩私集 南京暹羅船著(着) 岸書簡筆談往来誌 右南京乘暹羅船來』

『元文六年辛酉 唐船漂着ニ付 諸処相詰候総人數帳 正月廿日』

## 4 飫肥藩関係史料

藩庁記録はない。

『御家譜記』なる書籍が、中村徳五郎『宮崎縣史』(未刊、明治35年6月緒言記、宮崎県立図書館所蔵)に引用されているが、現存しない。おそらくは、『佐土原藩譜』のような編纂物であろう。孫引きの孫引きであり、信憑性に欠けるけれど参考する。なお、県立図書館の阿萬文書(阿萬豊蔵)に、安政2年折生迫漂着唐船との筆談記録が残されている。とりわけ原稿本には、筆談の生の(と思しき)紙片が貼り付けている。

『清國江南商船漂到日記』安政2年 原稿本

『清國江南沙汰壽商船漂到日記』安政2年 浄書本 45丁

## 5 幕府領関係史料

内閣文庫所蔵『唐船一件』

## 2 藩庁記録等に見える唐船・琉球船関係年表

### (1) 唐船・異国船

年月日	漂着地	船・人に関する事項	典拠・備考
①慶長14年(1609)6月	高鍋蚊口浦	唐船 漂着	『本藩実録』
②" 18年(1613)6月	福嶋	唐船 漂着	『本藩実録』

- ③元和4年（1637） 美々津 唐船 着岸 寺町孫（弥助）平次唐人ト喧嘩、唐人切殺、孫平次被誅『本藩実録』
- ④寛永20年（1643）正月27日福島 唐船 漂着 翌日藩主秋月種春が自ら福島にいたるも、福島代官入江角右衛門が人質をおかぬ保、唐船逃亡につき、5月26日に代官入江は江戸で切腹。『隈江家記』『本藩実録』
- 正保3年（1646）2月18日 延岡藩領細島に、異国船漂着。
- 慶安元年（1648）3月26日 異国船漂着による軍備 延岡藩
- 延宝8年（1680）飫肥外浦に「ハタン船」漂着。『旧記雑録』。『庄内地理志』。『巴旦人漂流記』。唐船ではない。佐々木綱洋『都城唐人町 海に開く南九州－16-17世紀日中交流の一断面－』（鉛脈社、2009年）
- ⑤天和2年（1682）7月28日延岡領赤水 東寧<sup>イリゴ</sup>〔台湾〕商船鄭氏（鄭克爽）の船団の一艘例年長崎へ参唐船着岸、風二被離由、長30尋深サ5尋横6尋、水守（主）68人、通詞有『本藩実録』
- 『華夷变态』上巻、同年8月27日貳拾四番東寧船之唐人共申口に、本船は薩摩に漂着の後、長崎に入津。東寧船は、10艘で日本に向けて出航のうち、2艘が日向に漂着と報告。1艘は王鼎官の船で行方知れず。別の1艘が、同じく9月26日貳拾六番東寧船之唐人共申口に、「7月28日に日向之内、あかみすと申所江漂着仕申候」とある。『国乘遺聞』（『宮崎県史史料編近世1』）に「赤水海澳ニ東寧國漂流のこと」のち9月2日に出航、長崎回送の途次に、赤間関に寄港した。このときの覚書が残されている。小倉藩家臣高木新右衛門が萩藩に提出したものである。
- 康熙22年（1683）鄭氏台灣が清朝に降伏。
- 貞享4年正月17日高鍋藩からの問い合わせに対して、高鍋藩の長崎用達商人の糸屋五郎右衛門から漂着唐船回送規定が届く。『隈江家記』三。「舊例抜書」840ページ。
- ⑥元禄2年（1689）7月16日 高鍋藩領川南平田浜1丁程沖へ唐船漂着破船、死人15人、陸へ上り候者63人
- 高鍋藩領平田浜へ唐船漂着、長サ25間、15日・大風甚雨而破船、死人5人、其外船頭水主63人浜へ揚り候、依之〔家老〕手塚刑部左衛門・隈江五郎左衛門、其外人数大勢指越為注進、長崎へ坂田喜右衛門、江戸へ神代加平次指越ス、其後小屋掛、入置荷物等段々相改、長崎へ船而送遣ス○荷形船十七端帆1艘、唐人63人、荷物積込、中小姓徒士足輕乗組○倒竜丸手塚刑部左衛門○勝行丸隈江五郎左衛門○好丸千手次郎兵衛、小早式艘○飛船水取手間中小姓徒士足輕小人人足都合人数337人、外ニ唐人63人、船数大小7艘、弓16張、鉄炮32挺、長柄20筋、諸船二乗（『本藩実録』）
- 元禄2年7月17日（9月29日まで『拾遺本藩実録』）
- 昨16日平田浜1丁程沖へ唐船漂着破船、死人15（5）人陸へ上り候者63人、為支配手塚刑部左衛門・隈江五郎左衛門・黒水義（儀）太夫、番人梶仁之平・沢辺団右衛門・泥谷貞右衛門・篠原浅右衛門・森八内・馬渡新助・香月卯右衛門、唐船船頭彩士と申もの為筆談海桃被遣○同夜小坂六郎左衛門も差越○漂着之義付、佐土原・御使者来ル

19日坂田喜左（右）衛門、長崎へ被遣○県・飫肥・清武より飛脚來ル

『華夷変態』卷16に、回漕船団が長崎に入港した8月16日の日付けで、「高州出し船日向に而破船仕候唐人共申口」に、もと78人乗組であり、「15人溺死ひろい上げ申候尸骸5人に而御座候」とあるので、やはり15人が溺死しているとみるべきである。

黒木國泰「元禄2年に高鍋藩屏田村沖で難破した唐船について」上下（『宮崎学園短期大学紀要』2号3号）元禄5年（1692）細嶋等が延岡藩領から幕府領に改められる。

元禄8年5月25日、高鍋藩が御領細嶋漂着唐船の支配方を命ぜらる。（『本藩実録』）

7月24日、福嶋藤村の川岸にて唐流物二九を見つけ郡代に届ける。（『本藩実録』）

⑦元禄12年（1699）8月20日 隅州内浦へ唐船1艘漂着、人数70人、隣家聞合、長崎江戸へ届有之元禄14年5月（『拾遺本藩実録』）

武末清兵衛美々津へ被遣付、被仰渡条目之覚、

一①細嶋ニ唐船漂着之節ハ彼地御役所より可相達候間、家来差出番人番船等相添、長崎奉行所へ可送越候由、去ル亥年從御老中様、以御奉書被仰付置候、存此旨、左様之節ハ清兵衛早速細嶋へ差越、細嶋手代衆ニ諸事申談、三ツ之内ニツハ彼方申分相用候様可心得事、高鍋より差越候人数同前可致支配、美々津ム船廻り候共、不足之時ハ細嶋船借可申、美々津より船廻り不申日和ニ候ハ、猶以之事、尤早速高鍋ハ可致注進事、一②唐船美々津細嶋辺之洋中ニ漂流候ハ、掛留申船歟又ハ何方モ乗り廻り候船相見候歟、得と可致見分候、何之道美々津ム船を数艘乗出し様見合、支配人より下知を可相待候、雖然海上ニ而之見合せ、時之宜敷ニしたかふべき事、唐船碇を入候歟、又ハ湊ニたより、地方を頼之様子ニ候ハ、其通りニ近き湊ニ引入可申候、吟味可在之事、一③唐船何方可参も不相知、上口へ通り申様子ニ候ハ、先見合可申、尤県領海上ニ掛り候ハ、此方より手出不致、見合、時之様子ニしたかひ可相計、たとひ県領海たりといふ共、美々津・細嶋ム先船を出し、見合、下知を可相待事、一④唐船此洋中迄致漂流、長崎ニ帰事不得、此地方を頼心入ニ候ハ、湊致入船唐船、自分之働く致間敷事、雖然自由に出帆不仕様ニ可相計、湊口並唐船之廻り見合、番船召置、尤差図無之ニ、唐船ハ日本人一向乗せ間敷事、一⑤支配人差図無之、唐人毫人も陸へ上ヶ申へからず、勿論唐人へ出合一向停止、唐人ニ相互ニ商買（壳）堅く制禁之事、一⑥美々津ム乗出候船数之上乗石井与三右衛門・西村藤八、外ニ美々津御ふち人、又地下人之内、頭立候者差出候、船数相応乗せ出可申事、一⑦美々津番頭細嶋へ早速罷越候ニ、美々津御扶持人地下人頭立候者之内、10人程も召列（連）參、細嶋ム乗出候船之上乗可申付事、一⑧美々津ム細嶋へ差越候人数賄之義ハ、於彼地無障様ニ手配可在之候、高鍋ム差越候人数も賄ハ（等）同前之事、一⑨賄方細嶋ニ而為相談、美々津老名之内1人、其外心得之者兩人差添、人足等ハ〔川北庄屋〕善兵衛召列（連）參リ、美々津老名致相談、賄方肝煎可申付事、一⑩細嶋ニ而此方人数逗留之程も相考、手代衆も相談之上、人数召し置き候小屋掛杯〔仕〕能首尾ニ候ハ、其時之吟味次第可致事、一⑪致用意費ニ不成義をも令詮議、美々津ヘ召置、可然諸色ハ無手支様調可召置事、一⑫高鍋・細嶋ヘ参人数、家老老人物頭2人中小姓5人歩行10人足輕50人程之積之事、右存此旨、其外存寄相勤可申事、一⑬美々津湊近所ニ而、他所船自然破損の節ハ公儀御条目之通、無越度様入念相改可申候、此以前より到来候通ニ而候、浜辺ヘ寄荷物之改様、老名在番之足輕目付、其外御船手役之内、相応申付、紛失無之様稠敷申付、破損船之船頭ニ証文ヲ以相渡可申事、尤破損船之水主船頭猥りニ徘徊仕間敷事、其外定法在之候間、其旨相守可申事、一⑭清兵衛美々津番頭并津中都合被仰付候間、諸事御為能様ニ美々津役人ニ可申付事、一⑮〔美々津御代官〕石井与三右衛門・西村八左衛門勤方之条目見届存寄之義、差図可致事、一浮蔵役勤方之条目、

右同様之事、—⑯宇良源兵衛役義条目見届可申事、—⑰余瀬番人中へ相渡候条目見届可申事、余瀬番人之内、高山善右衛門余瀬近辺目付并余瀬飯谷田代ヶ原、此三ヶ所村竹山役ニ而候、此条目見届可申事、—⑯たふ時遠見番所無油断様ニ可被申付候、閑船其外見届替(変)たる船通候時ハ、其時々可致注進事、—⑯美々津御用ニ被召置候足輕6人、猥之義無之様ニ可致支配事、—⑯津口船出入改証文御目付より月末差出候、右之書付清兵衛見届、奉行中迄可差越事、(下略)

⑧宝永5年(1708)9月27日薩州領屋久島へ唐船相見ヘ、明日ニ至リ何方へ参り候哉、不相知、所之者薪取二参候処、山中ニ唐人1人罷有、御役所ヘ注進、此方ムモ長崎へ御届有之屋久島に来航した唐船の情報を高鍋藩が入手した。密貿易の船ともみえる。高鍋藩は長崎に届出した。

⑨正徳3年(1713)10月22日(拾遺)福島より鹿児島御領飛崎内野浦之沖へ唐船相見、注進有此、出張人数被仰付、江戸急飛脚、道中六日届之筈、輕尻銀等相渡、右南京小唐船、長崎行之由、内野浦へ漕入候36人乗り也

『舊例抜書』によると、同年10月21日辰刻に福島の平生国遠見番所からの情報が届いた。その内容は、10月19日巳刻に唐船発見とのこと。そこで早速、21日付けの書翰を用意し、翌22日に急飛脚便で、江戸・長崎に御注進のことが記されている。長崎奉行の駒木根肥後守長三郎、久松備後守忠次郎の両名宛102文字の書翰控。同日付で、老中秋本但馬守・井上河内守・阿部豊後守・久世大和守4名宛の245文字の書翰控がみえる。老中宛の方が、長崎奉行よりも2倍強である。ただし、本藩実録にある36人乗りの長崎通商の南京船という情報は記されない。これは後日に入手した情報を22日に懸けているとおもわれる。

薩藩内野(之)浦に南京船が「漂着」したとの情報をえたので、江戸へ急飛脚を出している。乗り組み員数や長崎貿易の船であること等、詳しい情報もさりげなく記している。

⑩享保2年(1717)2月29日福島宮浦へ水船二相成候唐船「流」来ル、船碎、船路ヨリ長崎へ御送リ  
被成候、家老隈江五郎左衛門差越支配(『本藩実録』)

⑪享保2年4月4日(拾遺)福島土井郷宮浦江唐空船流寄候段申來  
4月6日(拾遺)右唐船流寄之段、江戸并長崎へ飛脚差立  
4月12日(拾遺)唐船此間波ニ而過半破船之段、申来ル  
8月9日(拾遺)鈴木与兵衛唐空船解船具并取揚荷物、長崎へ引送御受取相済、陸より罷帰  
16日唐船取揚荷物等御受取相済付、御礼御使、長崎へ坂田宇内被遣

『舊例抜書』p.847に、8月11日付で、老中井上河内守、戸田山城守宛の長崎回送を終えた旨のお届けがある。

『本藩実録』2月29日の水船の唐船と『拾遺本藩実録』の4月の「唐空船」はともに空船ではあるけれど、前者は隈江が、後者は鈴木が長崎に廻送しているので、別の船であるのか。後考を待つ。

享保9年(1724)4月(高鍋歴史資料館所蔵史料、永井哲雄氏紹介)家老から福島郡代大塚十太夫へ仰せ渡された15箇条の1つに、「一福島ハ先年ム度々唐船漂来いたす所柄候」伊東様からの長崎への報告が、高鍋藩よりもはやく到着することもあるけれど、当藩のご領内でのことなのに、他藩に先を越されるのでは、もってのほかである。遠見番人からの唐船発見の1番の注進を郡代自らが受け、高鍋に一刻も

早く報告すべきであると命令している。あわせて他領沖に唐船が見えたときにも、早々に報告するように命じている。

享保3年 福嶋市木浦石波に唐空船漂着 本藩実録に無し 永井表3-12。

『舊例抜書』pp847-850に、福嶋木浦石波浜に唐空船漂流を発見。のち行方しれず。しかし、大阪、長崎にお届け。

享保7年(1722)、細嶋漂着唐船の支配について、日田代官・池田喜八郎のお伺いにより、北西の風のときには高鍋藩美々津よりの北上が困難なので、延岡城主・牧野氏が番船等を出すように命じた。

⑫享保17年(1732)9月28日今年唐船福嶋沖へ相見、其後薩州「領」内浦へ漂着『本藩実録』  
内之浦漂着の情報が、薩摩藩島津氏から届いたのかは不明である。

⑬元文4年6月23日、先だって(5月:『御家譜記』)飫肥藩領に琉球船が漂着したので、長崎にお届けしたところ、長崎御用間の糸屋から琉球船はお届けに及ばず、唐船も沖を通るだけならば、お届けは不要。(『本藩実録』)

⑭寛保元年(1741)(元文6年2/27改元)正月20日佐土原へ南京船漂着、此方よりモ番船之御手当御座候得共、不入、始ハ南京船ト申来候得共、後ハ暹羅船之由、佐土原より申来ル  
2月11日佐土原へ唐船漂着ニ付、長崎へ御届有之候処、異船ニ無之、商船之類ハ御隣家より御届ニ不及候由、御文箱持帰り候、右之通、大坂ニ而モ御届申上候由、鈴木格之進より申越候「大坂御城代并両町御奉行へ御届有之候由」『舊例抜書』p.846

寛保元年正月21日(拾遺、以下25日まで)佐土原沖へ南京船漂着、乗組之内40人程上陸、此方より森五一右衛門御境目浜へ出張、玉井弥右衛門、鉄砲足軽召連出張、唐人都合64人乗組之由  
22日漂着船之義ニ付、御留守詰、足軽之内兩人へ江戸飛脚差立  
23日佐土原より漂着船番船御加勢頼來候得共、船汀へ打寄ニ付、番船不及差出候段申來  
25日唐船汀へ打寄候節、勿荷も致すニ付、浮荷物自然此方へ可參と申来ニ付、給人并徒士迄  
14人、古湊より青塚御境目迄廻り方被仰付、又水・薪・野菜積入船3艘、三納代境より櫓時境目迄、佐土原船同様乗參り候様手当、都合関係より御門へ申達

正月20日に佐土原藩に南京船が漂着したとの情報を21日に得た高鍋藩は、ただちに藩境の浜へ鉄砲足軽を派遣している。佐土原藩の軍事的対応と併せ考えると、この時期の唐船に対する警戒は、厳重であったといえる。

22日には、高鍋から佐土原漂着唐船情報を江戸御留守詰に飛脚により伝える。一方、佐土原藩は同日22日に、本宗家鹿児島藩に報告の使者を派遣し、その足で長崎にもお届けしている。翌23日には江戸にお届の使者を出している。つまり高鍋藩が漂着地の佐土原藩よりも1日早く江戸への使いを出立させているわけである。

正月23日に、佐土原藩から番船ご加勢の依頼があったけれど、唐船破船のために、加勢を出さずに済

んだ。ただし、水・薪・野菜を提供した。また浮荷物の漂着がないかを見回らせた。

本藩実録の2月11日に、「佐土原へ唐船漂着ニ付、長崎へ御届有之候処、異船ニ無之、商船之類ハ御隣家ム御届ニ不及候由、御文箱持帰り候」とある。しかし、高鍋藩はこの後にも隣藩漂着唐商船の情報を長崎にお届けしている。これは時の長崎奉行の判断であり、例外的なものなのか、あるいは高鍋藩が例外的なのか、不明。

また同じく本藩実録2月11日に、佐土原漂着唐船について「右之通、大坂ニ而モ御届申上候由、鈴木格之進ム申越候」について、『舊例抜書』に「大坂御城代并両町御奉行ヘ御届有之候由、其節飫肥延岡よりも御届有之候、萬一漂着有之節ハ、大坂ヘ御届向之儀可申遣事、享和元年飫肥外浦ヘ漂着之節、二月十三日大坂町御奉行御用番様計ヘ川邊金蔵口上書ニテ御届申上候」とあり、江戸長崎だけでなく、大坂（大坂城代・大坂町奉行）にも届けている。

また、佐土原漂着唐船情報を飫肥藩・延岡藩もお届けしていることを高鍋藩江戸藩邸で掌握している。

3月6日右唐船薩州御支配ニ付、御伺之上、諸道具陸ム長崎ヘ御届、船ヘ（ハ）不用立ニ付、御焼捨ニ相成候、尤陸届之節、3名迄御大法ニ付、為見物男女不罷出候様、佐土原ム申来ル

薩州御支配の特例により、長崎奉行にお伺いの上、陸路をとったこと。唐船は焼却したこと。陸路出発について、高鍋藩からの見物の男女がないように佐土原藩から警護を依頼してきた。

佐土原藩府記録の「唐船漂着記并薩摩船唐日記」「原本大光寺僧翠岩私集 南京暹羅船著岸書簡筆談往来誌」「元文六年辛酉唐船漂着ニ付諸所相詰候惣人数帳」正月廿日より同廿九日迄、「元文六年辛酉唐船漂着ニ付諸所相詰候惣人数帳」三月朔日ム十八日迄三冊の内

以上の4冊が『佐土原藩唐船漂着記』（平成7年3月、宮崎県立図書館）として公刊された。

『長崎実録大成』11巻271ページに、4月17日、日向国佐土原ヨリ破船（沈映発、程蕩然）人数六十四人流荷物共に送来、依願。

#### ＜高鍋藩に唐通詞をおく＞

延享3年（1746）今年通詞松尾千十郎（名範勝、号梅廬、後称加左衛門：割注）長崎ニ而中小姓格7人扶持ニ而被召抱候

1746年に長崎から唐通詞を雇う。以後、高鍋藩では松尾氏が世襲の唐通詞家となる。

寛延3年（1750）4月朔日長崎大通詞（事）林三郎兵衛男豊十郎の出入りが許される。

延享4年 延岡に内藤備後守入封。御領細嶋漂着唐船等についての役を、内藤氏が引き継ぐ。（『漂着一件』38丁、延岡藩「漂着一式」ほか内藤家文書『漂着船御条目』『漂着船御用一式』『御触書寶曆集成』27ほか）

#### ＜唐物抜荷の禁令＞

寛延元年（1748）唐物抜荷無きよう吟味につき、在方庄屋・浦方・船持に、それぞれ日田代官宛の証文提出を命ず。（北浦町史7）

＜唐船漂着に対する日頃の備え＞

明和 7 年（1770）3 月 3 日御留守居、唐船漂着之節被差出御人数、一統兼而相心得居候様、御広間ニ而被仰付、此節ム張紙を以申伝候様、三御番所江張置

唐船漂着対処マニュアルを御番所に張り出すことを命ず。

寛政元年（1789）正月 19 日松平越中守様ム留守居被召出、唐船持渡諸色抜荷売買停止之書付御渡在此

寛政 3 年（1791）9 月、唐船漂着之節、手當被仰出『舊例抜書』837 ページ。異国漂流船取計方之儀御書付『徳川禁令考』。

寛政 4 年（1792）11 月、幕府は大名に対し、領中はもちろん、隣領等へもかねがね手配の船・人数のほか、大筒の有無、隣藩との申し合わせ等の委細を文書で届け出るように命じる。（『徳川禁令考』）この年 9 月にロシアのラクスマンが根室に来航し、通商を要求。

寛政 5 年（1793）2 月 5 日、前年冬の幕府命令により、高鍋藩は 2 月 9 日付で松平越中守に唐船漂流之節の手当マニュアルを提出。

一 倉掛耳（甘）付美々津三ヶ所え遠見番所建置、勤番申付置候、若沖相二不見駒船相見候節ハ、  
（以下『旧例抜書』838 ページ）

寛政 5 年 2 月 21 日延岡藩江戸留守居松田銀右衛門が、書付を老中に提出。（延岡藩『漂着一式』）

寛政 5 年 3 月 3 日異国船唐船漂着之節、取計帳面出来、諸士惣出仕、披見心得居候様、可申達旨被仰付  
8 日唐船漂着之節、御手当被準御並、2 月 9 日御届被差上候段申来

寛政 5 年 4 月 2 日、異国船漂着の際の手配について、江戸留守居松田銀右衛門から御届書差し出し。内藤藩『萬覺書』、舊文書。

5 月 5 日、4 月 9 日付幕令海防の事を達し来る。すなわち海防は一時のことに非ざるを以て、永久の備を為すべく、異国船漂着取締に関し、出費上下民を虐せざることを戒む。明治稿本『宮崎縣史』近世期卷 2 (2)、『文恭院殿御實記』卷 14

寛政 6 年（1794）9 月 16 日 8 月 27 日江戸ニ而御留守居御呼出、御領分海辺附村々国郡村名、順能相認、他領境之分ハ、隣村誰領等申所委細相認、差出候様被仰付、若御領分之内嶋在之候、是又委細書付差出候様、尤美濃紙相認可差出被仰付

海辺の村や島々の地域行政を把握し海防に備えるために、幕府が沿海の各藩に対し美濃紙にしたためて提出せよと命じている。

⑯寛政 9 年（1797）6 月 25 日昨日 都濃沖江異国船冲高く相見ヘ、木綿帆数々掛、帆柱式本立、霞深不相分、何国船とも不相分段申出、代官并通事方出張。  
イギリス船が室蘭に来航。

⑯寛政13年（1801）正月唐船外ノ浦ニ漂着ス（『御家譜記』）

『旧例抜書』pp844-846に高鍋藩と飫肥藩とのやりとり文書あり。

⑰寛政13年正月25日伊東様（祐民）御領内外浦湊江異国船致入船候由、為知来、外ニ式艘相見候様、雜說在之二付、福嶋湊江入船候義難計二付、当町代官甲斐良次郎為勘定差越居候付、今日出立罷候様被仰付

29日昨夜当領小目井と申所へ、去ル22日唐船10人乗組漂着之段、飫肥より為知來

飫肥藩が漂着唐船に対処したときの筆談記録「唐船漂到筆語」（九州大学九州文化研究所元山文庫所蔵）がある。中央研究院中山人文社会科学研究所の劉序楓先生からご教示いただいた。この「唐船漂到筆語」によると、2艘の商船が同時期に漂着した。1艘は18人乗り太倉州鎮字4甲2號彭際順商船。前年12月15日出航。正月20日夜の筆談記録。もう1艘は、10人乗り蘇州府通字94甲133號陳元順商船。どちらも北東沿岸交易の江南平底船である。

2月3日最上徳内殿杉浦庄八郎殿飫肥外ノ浦江唐船漂着二付、此間被差越帰掛、当町江止宿、番所役人二被逢度二付、町奉行岩村平馬罷出候処、異躰之船見掛候義ハ無之哉、被相尋二付、當領遠見番六ヶ所在之、見掛候者無之段、相答 ○徳内殿庄八郎殿より通事之者相「逢」度被申、美々津江被歸候間、松尾嘉名江へ美々津江差越候様被仰付

あの最上徳内（1754-1836）が、幕命により、飫肥外浦漂着唐船につき調査に来ている。帰途に高鍋に宿泊し、町奉行が応対したところ、異体船を発見していないかを問われている。そこで奉行は、高鍋領内に遠見番所が6箇所あり、報告を受けていないと答えている。通事に会いたいとの事であったので、1746年以来の世襲の唐通詞家松尾家の松尾嘉名江に命じて面会させた。

なお高鍋藩内の6力所の遠見番所とは、福嶋の3力所（郡本・都井・市木）、新納・野別府の3力所（鞍掛・甘漬・榎時）の計6力所である。

この寛政13年外浦漂着唐船については、永井哲雄「江戸時代の情報収集をめぐって一寛政十三年西二月、日向国那珂郡外浦江唐船漂着二付書付写から一」『市史編纂だより』（都城市、1996年）がある。

⑱享和元年（1801）3月2日飫肥外浦へ漂着唐船式艘、薩州沖江漕廻候様、長崎より申来候段、飫肥より為知來、依之福嶋江漕船差出候様、被仰付越

飫肥伊東藩への漂着唐船2艘についての通知。薩摩の沖に回漕せよとは珍しいことである。しかも高鍋藩は福島からの曳船を差し出すように求められている。『舊例抜書』846頁下に高鍋藩から老中へのお届がある。

⑲薩摩藩領高山漂着唐船

享和3（1803）年正月29日隅州肝属郡高山波見浦之内へ大清浙江省寧波府鎮海県商船1艘漂着二付、番船付置候之段、志布志より為知在之段、福嶋より申来

大隅高山漂着唐船について、薩摩藩志布志から高鍋藩福島に報告が来ている。高鍋には福島代官からの報告があった。

## ②福島漂着唐船

享和3（1803）年正月晦日御崎之鼻1里程沖へ、唐船漂流之段、福嶋より申来

閏正月3日福嶋市木石波浜江、唐船1艘流來、帆柱3本之内、1本伐折、人影も見へ不申、空船之段申來り、限江藤太夫并者頭より足輕迄、數十人福嶋江今晚出立、右流船之義二付、長崎・日田へ飛脚差立、御隣家江も御知急便差立

福嶋への空船の唐船漂着について、長崎と日田代官所に飛脚を出して届出ている。また御隣家へも、急ぎ連絡している。ただし福島郡代が高鍋に取り計らい方を伺わなかったという。

のちの西国郡代の記録によると、この漂着唐船は、はじめ飫肥の伊東氏領の内海折生追沖で発見され、おりゅうざこ高鍋藩福嶋に漂着した唐船が、まさにこの漂流船だととの風聞があった。当時の西国郡代羽倉權九郎の勘定奉行宛お届け書面（『唐船一件』54丁）にも、飫肥藩は異国船と確認しながら繫留せず、そのまま押し流したと記されている。

文化2年10月23日唐物抜荷について、5月に長崎奉行肥田豊後守から糸割府宿元手板印鑑を抜荷改めの際に突き合わせるようにとの達しあり、他国へ通路ある15ヶ所の口屋番所に手板形・印鑑紙を渡す。（『北浦町史』229）

1804年ロシア使節レザノフが長崎に来航。

## ②福島都井に寧波船漂着

文化5年（1808）12月4日大清国浙江省寧波府商船壹艘都井黒井江漂着、水取度様子ニ付上陸差留、水差遣候段、福嶋より申来

5日唐船漂着ニ付、奉行内田主水・者頭大塚太一郎先勢御人数出立

6日家老手塚源太夫初惣御人数、福嶋江出立

文化6年（1809）正月6日福嶋漂着唐船の長崎送り通船のため、内藤藩領の尾末浦・土々呂浦・東海・方才・嶋野浦出役のこと。米薪野菜のことを日田の郡代に伺い。（『北浦町史』242）

正月11日内藤藩町奉行から、長崎回送船団にたいする固めと手当について命令。（『北浦町史』243）

文化6年正月21日去ル19日唐船福嶋出帆、出帆之節先年ハ陸路 長崎江御案内在之來、此度ハ飛脚不差立、不及其儀趣ニ付

2月6日長崎江被送候唐船、蚊口沖通船

文化6年2月7日長崎引送の唐船が嶋野浦に入津。内藤藩御船奉行南吉太夫出役。（『北浦町史』同年2月8日244）

3月13日去2日夕、唐船長崎江着、唐人共引渡相渡済候段申來

21日長崎唐船引送候人数帰宅、福嶋より差出候引船ハ長崎ニ而暇差出、薩州地より去ル13日帰船

22日唐船漂着一切之義、2月17日江戸ニ而御届在之

文化5年12月4日に、福島の都井岬に寧波商船が漂着し、水を求めている様子なので、上陸を差し止め水を与えた旨、福島郡代から報告があった。

文政8年（1825）2月18日無二念打ち払い令。（徳川禁令考）24日異国船と出会いわないよう。「親しむ」こと厳禁。（『続本藩実録』3月16日「……阿蘭陀船万一見損打誤候而も御察度ハ在之間鋪被仰出」『唐船一件』60丁、『北浦町史』同年4月5日397、16日398）

<細嶋漂着異国船の対処について>

文政8年（1825）4月29日西国郡代塙谷大四郎支配所・日向國臼杵郡那珂郡海辺江異国船渡来之節、  
大四郎より案内次第、早速人数可被差出、右者大久保加賀守殿江伺之上、此段申達候、  
酉三月 右ニ付遠見番所台場等、取建候筋二ハ無之、人数差出方之儀ハ、御殿勘定所江可  
相問合候、酉三月 右留守居被呼出被仰付（『続本藩実録』）  
5月17日異国船一件之儀ニ付、塙谷大四郎様より御達之筋在之候付、富高迄掛役之者、罷越候様被  
仰越候付、石井久太夫被差遣  
5月21日西国郡代塙谷大四郎からの書付を、富高出張陣屋から石井久太夫が受け取る。  
日向國支配所海岸江、異國船渡來之節、拙者より及御通達次第、御人数御差出有之候旨、  
御勘定所より御達申候旨、申來候、尤御人数高等之儀者、猶又差圖有之候趣ニ付、其節可  
及御談候得共、先此度手附手代共之内より、及御懸合候儀可有之間、是又御承知被置候様、  
致度存候、以上（『続本藩実録』、『唐船一件』61）

<長崎奉行が唐船異国船船形帆印を明白に報告するように命じた>

文政8年6月4日森弥兵衛・江藤源治、長崎江被差遣、唐船異国船船形帆印等、明白ニ書記差出候様、被  
仰付、遠見番所江被差遣ニ付而也（『続本藩実録』）

10月15日オランダ船には目印をつけさせる。その目印雛形を西国奉行、各藩に配布。『続本藩実  
録』、『唐船一件』に「日本通商」雛形図あり。

文政9年11月11日高鍋藩北方の平田伊倉から櫻時まで異国船渡來の時の出張陣場と鉄炮等のことなど  
富高手付・手代と懸合。同年12月14日蚊口湊口から佐土原境目まで異国船渡來の節、  
手当場所の見分（『続本藩実録』）

文政10年3月8日大坂便での延岡藏屋敷留守居を通しての通船潮掛かり依頼。土佐藏屋敷から2月15  
日付けで、1月初に16人乗りの江南商船が浦戸に漂着した。長崎回送ニ付、浦々番所  
に心得るようにとのこと。『北浦町史』419

天保元年2月朔日鹿児島藩から種子島に異国船1艘、水を与えた。イギリス人のようであり、同様の船3  
0艘が見えた。（『続本藩実録』）

天保6年7月22日、異国船渡來に備え、福嶋での鉄炮練習の者吟味。（『続本藩実録』）

天保8年7月8日、外国船油津沖に来る。守衛として士卒を沿岸要津に派出（『御家譜記』）

天保8年7月23日、大隅佐多沖を12日に異国船通航。のち薩摩国児ヶ浦沖に漂去につき、大筒打ち放  
つ。鹿児島藩から知らせ。（『続本藩実録』）

弘化元年（1844）各藩内の海防を厳にする。（『御家譜記』）

弘化4年5月海防準備として大堂目井外ノ浦の地理を巡見す。砲台設置の地を定めるため。（『御家譜記』）

嘉永元年4月14日、同年3月13日に対馬沖に異国船2艘発見。17日～21日頃までに15・6艘見えたので、江戸に飛脚。26・7日に豊前小倉通行の旨、富高出張陣屋に連絡あり。細嶋津口詰から漁船に異国船を見掛けたら即刻申し出るようにとの命令。(『続本藩実録』)

## ②福島沖に異体船発見

嘉永2年(1849)閏4月4日福島二而、去ル2日、急飛脚二而異体船1艘(大帆柱2本小帆柱数本)漁船共々見掛候段申出候趣、極々沖ニ乗出、往衛不相知候段申来、又下千野漁師甚太郎と申者、去ル29日鰹釣として差越、御崎沖8里ニ而、異船見掛候而逃候処、矢を射る如く追掛参り候而、鮪鰯ハ無之哉と申候間、無之候(ト)相答候、又石火矢在之候哉と申、在之候と相答、又地方ニ付ケ被申候哉と申、地方ニ付け不被申候、付ケ候得ハ、長崎江引付ニ相成、六ヶ敷と相答、又曰地方ニ付船ニ而ハ無之候、昨日・薩州海門(開聞)嶽を不残見物申候、是より土佐ハどちらニ参候哉と申、東へ参り可然と相答、又曰字引ハ無之哉、持参候ハ、何品ニ而もかへ又ハ銀錢ニ而買取可申、所持不致と答、右之船ハ大帆柱3本(中ノ大柱ハたをし在之)木綿帆帆數13、船上へ居候人数5・60人皆々2・3人合ニ遠眼鏡持候外ハ、皆々常之眼鏡を掛申候、羅紗様之もの着申候、右人數之内2人ハ言葉能く知り、風俗目づき日本人之様ニ在之候、尤衣服ハ外同様ニ而候、右之段甚太郎申出候趣、申来大略如此19日福島漂流船之儀、江戸長崎其外御隣家へ御届在之

漁師もまた、異国船が地方に付けると漂着船とみなされて長崎送りになることを知っていた。

嘉永2年(1849)10月20日海岸絵図面の作成と防御人数・武器取り調べ。

③嘉永3年(1850)2月19日去ル15日朝都井郷之内、御崎立宇津之間、地方より5里程沖江異体(柱3本長40尋程)之船相見候、霧深ニて辨と不相分、其後南之方江乗向候段、福島より申来、依之御隣家へ飛脚差遣

福島より異体船発見の報告、御隣家へ飛脚。漂着でも漂流でもないけれど、異体船発見を隣藩に報告。密貿易に対するよりも、異国による侵略への警戒が主たる関心事となっている。

嘉永3年(1851)3月9日異国船渡來之節取り計らい方、ならびに沿海經營手当向き心得方につき、横行の振るまい捨て置きがたいこと。老中より。(『北浦町史』718)

嘉永3年9月13日異国軍船渡來之節、御城附高千穂迄の合図は篝火をやめ、村方では貝・鐘・鉄炮と定め、婦女子に至るまでも心得させる。本丸では半鐘を打ち、城下の寺々では大鐘・半鐘を打たせる。合図の村々繋ぎについても詳細な定めあり。(『北浦町史』725)嘉永6年に再確認の手控えあり。(『北浦町史』765)

## ④福島沖に異体船発見

嘉永4年(1851)11月12日当月5日福しま市木藤浦之上、沖合5・6里之処江帆柱3本長30尋之船相見候段申来候付、長崎并日田富高御隣家江為御知飛脚差立

福島沖に異体船発見につき、長崎奉行・日田代官・富高代官、および御隣家にお知らせの飛脚をたてている。

②漂着唐船取計帳の諸帳写しを毛利家におくる

嘉永5年（1852）3月21日 毛利安房守（高泰）様御領内蒲江郡猪之串と申所江、去ル11日5人乗  
唐船漂着二付、此方様福嶋江致漂着長崎江引送二相成候例、為知呉候様申来、文化5年取計帳  
諸帳写取、飛脚江相渡

大分佐伯藩の毛利家から、5人乗りの唐船が漂着したので、高鍋藩の福島に漂着した唐船を長崎に護送した際の例を教えてくれとの依頼があった。これに対して、高鍋藩は文化5年末の漂着唐船についての取計帳など関係諸帳の写しを毛利家からの飛脚にわたしている。

この時の漂着船について『蒲江町史』（ぎょうせい、1977年）に見える。弁髪の唐人の絵が掲載されている。ちなみに、このような漂着船・民の絵を描くように定められたのは、無二念内払令のうち1825年のことであった。黒木「幕末期における日向漂着唐船と海防体制—高鍋藩史料を中心に—」『宮崎学園短期大学紀要』第1号を参照。

③福島沖異体船情報2件

嘉永5年（1852）5月18日 福嶋より市木藤之沖5・6里之処、去ル14日朝、異躰之船1艘相見へ、  
帆柱3本南向乗行、同日夕方都井御崎沖4里之処江、異躰之船1艘、帆柱大2本小2本、木綿  
帆南向乗行、15日朝何方江乗行不相知、都井之船も市木藤之沖江見候、同様之趣申越、依之  
御届向并御隣家向為知、取調

④嘉永5年（1852）12月4日 福嶋都井宮浦沖3里程沖、異躰之船1艘、南東に向乗居、船薄黒長2  
4・5尋程、帆柱3本大小帆数11、追々南江乗行、帆影も不相見段申越、依之御届并御隣家  
江為御知、取調申達

ともに長崎奉行ほかへのお届け、御隣家へのお知らせをしている。

〈福島沖異船発見3件〉

⑤嘉永6年（1853）10月10日 昨7日福嶋御崎沖10里程之所江異船相見へ候、帆柱3本船形帆色  
ハ不相分、丑寅向乗居段々遠沖江乗出し、今朝二至り相見へ不申段、8日辰刻付を以申来、依  
之長崎江御届御隣家江も近日申遣答

⑥安政元年（1854）2月20日 去ル14日都井御崎沖15・6里之処江、異形船1艘、柱3本丑寅向  
乗居、暮時分ハ南を向、遠沖江乗出し、今朝二至り船形不相見候之段、15日急飛脚二而申来、  
遠沖之儀二付、御届不相成、且他所江為御知無之

⑦安政元年8月11日 去る7日福嶋御崎沖10里程之処、異躰之船1艘、網代帆帆柱3本、午未を向  
乗居候処、8日朝ハ行衛不相知申来、遠沖二付長崎日田江も御届不相成、御隣国江も為知無之、  
右ハ唐船通船計二而ハ御届二不及段長崎奉行より差図有之二付

嘉永6年には長崎お届け、御隣家お知らせをしたけれど、安政元年2月には遠沖であるが故にお届けもお知らせもしなかった。同8月には、嘉永6年と同じく10里ほどの沖であったけれど、遠沖とし、お届けお知らせともにせずに済ました。というのは唐船が漂着でなく通過するばかりであればお届けに及ばないとの長崎奉行の指図があったからであるという。たしかに網代の帆柱であるから、福建あたりの唐船であろうと推察できる。

嘉永3・4・5・6年、安政元年の毎年、福島沖に帆柱3本の異体船が現れている。

⑩安政2年正月10日高鍋藩野別府心見沖に江南蘇州府太倉州崇明県の宋福盛船19人乗りが漂着。

15日に一旦美々津まで引き入れ。2月19日五ツ時、長崎へ向けて出帆。(『漂流船護送日記』)  
同日延岡藩領鳴浦に停泊。翌朝卯の刻出立。(『北浦町史』790)

『北浦町史』787に、安政2年2月朔日、高鍋領漂着唐船の長崎回送のため、延岡藩が地方同心の湯浅半九郎を高鍋に遣わし、情報入手した。その聞き書き手控えに、次のことを質問し、高鍋藩から返答を得た。( ) 内が返答。  
①積荷品、船体の大きさ、乗員数  
②漂着に至る経過  
③往来証書の所持  
④乗員の処遇と賄等  
⑤幕府・長崎奉行所へのお届けと美々津出航の時期(江戸・長崎・日田にお届け、隣国お知らせ済み。美々津出航の時期は不明)  
⑥回送船団の内訳(10人乗り12艘程度)  
⑦清国船は引き船ばかりで回送するのか(唐船には帆三ツ掛、曳舟の力ばかりではない)  
⑧関船数(関船は一艘)  
⑨昼夜引き船か、夜間は碇泊するか(夜は湊に停泊)  
⑩曳舟のこと、船印のこと(曳舟は風波強きときのみ臨時の加勢を頼む)  
質唐人乗せ船、付き添い役人乗船の関船には佐渡守家紋の印)  
⑪領内津々浦々に用意の品々を置きたい(不要である)

延岡内藤藩が、漂着唐船に関して、老中に御届の控え3通が見える。その中に

一安政二乙卯年二月廿一日海防掛御用番松平

和泉守殿江左之届書差出

秋月佐渡守領分日向國児湯郡心見村沖  
合江、去月十日異体之船壱艘相見、此段  
西國御郡代池田岩之丞手代中々在所家来之者  
通達有之、依之同人支配所海岸江乗入候儀も  
有之節者、兼而御達之通、人数差出候様申越  
候ニ付、早速役人差出様子承合処、全漂流  
之躰ニ相見候、外類船等も無之趣御座候得共、  
兼而備置候固人数繰出候趣、嚴重手当仕置候段、  
在所家来之者々申越候、此段御届申上候、以上

二月廿一日 内藤能登守

西國御郡代池田岩之丞(柳營補任之餘)の手代からの情報によると、1月10日に高鍋藩領心見村沖に異体船1艘が発見された。そこで西國御郡代支配所の海岸に異体船が乗り入れる事もあらば、かねてお達しの通り、出役人数を差し出す様にとのご命令があった。早速役人を差し出し、様子を調べさせたら全く

漂流の体に見え、また外に類船等も見えなかつたけれども、かねて備え置いた警護の人数を繰り出し、厳重に手当したとことを、在所延岡の家来から報告を受けた。

隣領高鍋藩沖での異体船発見の情報を受けて、幕府領・細嶋に乗り入れる心配もあるので、かねてお達しの通り（旧文書に記されたマニュアル通り）に、出役を出して厳重に警護したことを老中に報告している。

一安政二乙卯年二月廿八日海防掛御用番松平和泉守殿へ  
左之届書差出

去ル廿一日御届申上置候、秋月佐渡守領分日向國  
児湯郡心見村沖合江、去月十日異体之船一艘  
相見候間、西國御郡代池田岩之丞支配所海岸江  
乗入候儀も有之節者、人数差出候様、同人手代中より  
申越候付、兼而備置候固人数繰出方、厳重手配  
仕置候処、右者大（太）倉崇明縣之商船二而、全漂  
流二相違無之候ニ付、最早人数差配方之儀見合  
候様、岩之丞手代中より掛合有之候段、在所家來  
之者より申越候、此段御届申上候、以上

二月廿八日 内藤能登守

上記2月21日付け内藤能登守から老中松平和泉守へのお届けに続き、7日後の28日に次の通り、状況報告をしている。

高鍋藩沖漂流の異体船につき、内藤藩は御領細嶋に漂着船が乗り入れることがあれば、人数を差し出すように西国御郡代の手代を通じて命令があった。そこで、兼ねて備え置いていた固め人数の繰り出し方を厳重に手配しておいたところ、この船は太倉崇明県の商船であり、漂流に相違ない（軍船ではない）ので、もはや人数差配のことは見合わせるようにとの郡代の手代からの掛け合いがあった。

幕末の開港後のことである。時代背景は異なるけれども、やはり、元文6年佐土原藩漂着船にたいする厳戒態勢と同様、異国船が襲撃してくることに対する警戒が重大事であった。

③安政2年（1855）5月11日飫肥藩領折生迫に、北洋沿岸交易船の江南沙汰寿船11人乗り組みが漂着。藩命により明教堂教授阿万豊蔵が筆談応接し、外浦に曳航。6月6日長崎回送。

（黒木「安政2年折生迫漂着江南沙汰寿商船について 上下」。宮崎県立図書館所蔵阿万文書『清國江南商船漂到日記』『清國江南沙汰寿商船漂到日記』）なお、本船は安政元年12月28日土佐藩漂着。4月20日に浦戸港を出航したが、再び漂流し、折生迫に漂着した。（安芸市立歴史民俗資料館所蔵文書、『大日本古文書』幕末外国関係文書）

5月15日延岡藩に折生迫漂着唐船情報が伝わる。商船漂着のため、宮崎出張は出さず。（『北浦町史』794）5月29日に飫肥藩家老から同月23日付けの長崎送りに際しての案内、米薪野菜などの品を購入の事についての依頼状。（『北浦町史』797）

内藤藩の手控えに、これまで漂着唐船のことを厳重に管理するため、日田代官が自ら出張してきていたのが、先年勘定人の出役のみになった。また土佐に漂着の唐船について、この春放ち船にもなったことからすると、近年は唐船漂着についてお手軽になれるようになった、という。(『北浦町史』798)  
6月8日沙汰寿船回送船団が細島に入船。

## 琉球船関係

### <土佐漂着琉球船の高鍋沖通過>

①宝永2年(1705)11月19日 去7月土州へ漂流之琉球船、蚊口沖通船ニ而御使者関庄左衛門小早1  
艘・水船2艘・薪船2艘、其外漁船 差出筈之処、波高ク船モ不出、陸ニ火立候斗、福嶋・美々  
津ニ而御口上申込、長崎ヘモ御届有之

土佐に漂着の琉球船が曳航されて高鍋城下の蚊口沖を通過するに際して、水先案内の小早船や水・薪などを差し出すはずのところ、波が高く船を出せなかったという。漂着唐船と同様、漂着琉球船が自藩の海域を通航するについては、支援が義務つけられていた。なおまた、他領漂着の琉球船が通過するだけで、長崎に報告している。

②土佐漂着の琉球漁船

享保元年(1716)6月14日(拾遺) 琉球漁船被風放土佐へ流寄、彼地より細島迄送来、乗組7人内3人  
琉球人、鹿児島へ順風乗廻、4人ハ鹿児島より流人、是ハ陸ニ而鹿児島へ差越

琉球漁船が土佐に漂着。土佐から細島に曳航された。乗員7人の中に鹿児島からの「流人」が4人乗船しているのは、密貿易にかかわるとも思える。

③飫肥藩領漂着琉球船と長崎奉行の命令

元文3年(1738) 飫肥領に琉球船漂着 永井表3-12 御家譜記には4年5月とあり、不明。

元文4年(1739)6月23日先達而飫肥領琉球船漂着ニ付、長崎ニ此方よりモ御届有之候処、琉船ハ不及御届、  
唐船ニ而モ沖通り候斗ニ而ハ御届ニ不及由、御用聞糸屋四(郎)右衛門方申越候

元文4年6月23日、先だって(5月:『御家譜記』)飫肥藩領に琉球船が漂着したので、長崎にお届けしたところ、長崎御用聞の糸屋から、次の長崎奉行の見解を伝えてきた。(『本藩実録』)

- (1) 琉球船〔の他領漂着〕は届出ること不要。
- (2) 唐船にても、沖を通るばかりであれば(漂着でなければ)、お届け不要。

この長崎奉行の柔軟な姿勢が、変化であるのか、変化ならばその理由は何故か等については、保留しておく。

④飫肥藩領琉球船漂着

宝暦9年(1759)今年飫肥油津へ琉球船漂着

宝暦12年10月11日土佐漂着琉球船54人乗り組み、鹿児島に回送の途次、土々呂に入港。12日出航。

宝暦 13 年 10 月琉球船漂着（飫肥藩『御家譜記』）

＜琉球渡り薩摩船が鳴野浦漂着＞

明和 8 年（1771）2 月 27 日薩摩山川町良右衛門船（船頭宇左衛門）が、大嶋の砂糖代としての米などを積み漂流。鳴野浦漂着。

#### ⑤土佐漂着琉球進貢船の高鍋沖通過

寛政 7 年（1795）8 月 8 日先達而琉球船 1 艘、松平土佐守様御領内江漂着、薩州より御受取帰帆之節、御断二付、沖通船之節、引船等ハ不被差出、細嶋江入船候ハヽ、代官差越御断二付、引船ハ不被差出、御用も御座候ハヽ被仰聞、薪野菜御入用ニ御座候ハヽ、積廻可申と申入、彼方返答次第可致と被仰付、尤風波惡敷候ハヽ、漕船差出候様、手当申付段、美々津江被仰付越、隣国御聞合、飫肥例を以御取計、蚊口江も同断

土佐漂着琉球船の回送事例である。薩摩から引き取りに来た同様の事例は、天保 14 年 6 月 11 日大猪久保村に漂着した進貢船がある。

この寛政 7 年漂着琉球船も、進貢船であろうか。唐船の場合と同じく、求めに応じて通過途次の各藩は引き船や、薪・野菜などを提供する義務があった。また、1759 年の飫肥の例に倣って、隣国に通過情報を伝えている。

この漂着琉球船については、安芸市立歴史民俗資料館に関係史料が収められている。土佐の史料によれば、5 反帆のマーラン船乗員 9 名が寛政 7 年 5 月 26 日土佐下田浦に漂着している。7 年 9 月 1 日に土佐を出航し、鹿児島に向かった。その際、内藤藩にも通船の連絡があり、鳴野浦に入船。9 年 2 月薩摩藩から札状（『北浦町史』7 年 8 月 20 日 197、7 年 198-2、9 年 2 月 22 日 201）あり。

これと別に、7 反帆のマーラン船が翌 5 月 27 日に下田浦に漂着している。20 人乗り。

#### 享和 4 年琉球船折生迫に漂着（『御家譜記』）

#### ⑥折生迫琉球漂着船

文化元年（1804）8 月朔日 伊東様御領折生迫江琉球船漂着、為知来（『続本藩実録』）

飫肥の伊東氏からのお知らせが届いている。

#### ⑦福島に琉球船漂着

文化 6 年（1809）5 月 15 日 福嶋より御崎鼻江琉球船流寄候付、相尋候処、多下〔良〕間嶋より宮古嶋江上納差越、3 月 23 日帰船之節、於沖中逢難風、11 人乗組之内 5 人ハ飢死、今 6 人之由、立宇津浜江漕廻、食事為致、番人附置、志布子（志）江飛脚差立申候段申来、晦日唐船漂着（註）并琉球船流寄二付、長崎江飛脚御使被指遣

註：前年末の文化 5 年 12 月 4 日大清国浙江省寧波府商船壹艘都井黒井江漂着の唐船については、(1)唐船・異国船(2)文化 6 年 2 月 17 日に、江戸で一切のお届けをすませている。ここで「唐船漂着」は不明。

飫肥藩に琉球船漂着 2 件

⑧文政 2 年 (1819) 5 月 1 1 日琉球那覇若狭村之船、折生迫江漂着之段、飫肥ムカシ為知来ル (『続本藩実録』)

⑨文政 3 年 (1820) 7 月油津江琉球船漂着之段、飫肥ムカシ為知来ル (『続本藩実録』)

⑩薩摩領硫黄島船漂着

文政 4 年 (1821) 3 月 1 0 日薩州御領内硫黄島喜平次船 4 人乗竹積入、去ル 5 日国許出船、同国佐田泊二而船修覆仕積二而乗出し、浪風高水船二相成、水主徳右衛門久八ハ行衛不相知、太郎助・小八両人水船二取付、漂流之処、昨 9 日漁師万七漁ニ罷出、船かすへ帆切ヲ掛候躰を見、両人相助連帰、万七宅二而介抱之処申出、医師両人被指遣、壱人二付、米 5 合ツ、被下 (『続本藩実録』)  
漁師万七がどこに居住していたのかが不明であるけれど、硫黄島船にたいして、高鍋藩が藩医両人を派遣し、救恤米を 1 人 5 合ずつ支給していること。

⑪福島漂着琉球マーラン船漂着

天保 2 年 (1831) 6 月 9 日五反帆馬鑑 (艦) 船 1 艘、船頭琉球那覇宮城筑登ミヤクシカト之 1 1 人乗、去月 2 9 日福嶋南方之内、諏訪浜江漂着、代官等出役有之、6 月 2 4 日同断二付、家老中 8 月 9 日長崎江御届在之 (『続本藩実録』)

琉球島嶼間交通の主役であったマーラン船の漂着。長崎奉行にお届け。

天保 2 年 7 月 5 日、5 月 2 9 日に福嶋南方郷之内諏訪浜に琉球船漂着のこと。鹿児島藩から御届があつた。長崎に御届に及ばないと「規式書」に見えたので、届け出なかつたところ、届け出無ければならぬとの命があり、届け出た。鹿児島藩が高鍋藩領福嶋に漂着の琉球船を勝手に処置したと見える。(『続本藩実録』)

⑫琉球進貢船の漂着 (『続本藩実録』)

天保 1 4 年 (1843) 6 月 1 1 日川北川南境大猪久保村下浜へ異躰之船漂着之由申出、其後琉球商船二而唐国江漂着、夫ムカシ琉球江歸掛候処、逢逆風漂着之由申出、即日夫々出役被仰付○琉球國名護間切屋部村商船乘組 7 人 (通事久米村我喜屋通事: 割注) 親雲上 35・船頭古波藏仁屋 42・水主安里 28・同比嘉同・同安里 41・同玉城 48・同比嘉 49、荷物ハ菓箱・茶壺・傘等也、船長 3 丈 2 尺横 1 丈 1 寸、右琉人荷物ハ海藏寺江召置、出役詰所ハ右境内二出来、長崎并鹿児島御隣家へ為御知有之 (『続本藩実録』)

1 3 日鈴木百助折々琉球船漂着場所へ差越、差図致候様申達

1 6 日松平大隅守様 (嶋津齊興) 御内赤江出役、大迫次郎九郎・横目宇都八弥左衛門以上両人、当町江差越、琉球船漂着之義二而面会致度申出候付、町奉行山名五郎治・内野良平江取会候様、彼方両人江御酒御吸物被下、右之者漂着場へ差越面会致度二付、内野良平同道差越候様申達

2 2 日鹿児島ムカシ為琉球人請取、淵辺仁右衛門差越候間、可相渡旨申來

2 4 日琉球人鹿児島出役へ引渡、船并不要之品焼払、海二沈二相成、琉球人当町昼休、鹿児島并赤江ムカシ之出役、以上 3 人江肴 1 折酒 1 樽 (5 斗入) 被下

大猪久保村に琉球進貢船漂着につき、長崎・鹿児島及び隣藩に報告。16日に鳴津斉興の命により、赤江出役の大迫次郎九郎と横目の宇都八弥左衛門の両名が高鍋に出張し、琉球船について高鍋藩町奉行に面会を求めた。さらに22日に鹿児島から淵辺仁右衛門が琉球人を請取るために來着。24日に琉球人を鹿児島からの出役に引き渡す。この間、高鍋藩サイドでは町奉行管轄区域内における漂着であったので、島津藩の出役に対して町奉行が接遇した。高鍋藩が島津藩との親密な関係にあったために、酒肴のもてなしをしている。

進貢船の漂着については、薩摩から引き取りに來るのが習いであったと判断する。

#### ⑬天領細島入船の琉球船

安政元年9月3日昨2日異形之船1艘、帆柱2本木綿帆歎網代帆歎不相分段申出、右ハ去月23日富高  
掛合有之候、細嶋江到入船候琉球船二相違無之と被存候故、長崎等江御届御隣家江御知せ無之  
どこの遠見番所からの情報かは不明であるが、木綿帆か網代帆かの区別のつかぬ異形船発見の報告を受けている。富高代官から掛け合のあった細島入船の琉球船であろうとの判断により、お届けお知らせをしないこととした。

#### あとがき

本年表は、「近代日向沿岸漂着唐船・琉球船と抜荷関係年表（稿）」（『近代日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究』（平成10・11・12年度科学研究費補助金研究成果報告書基盤研究(c)(2)10610368、平成13年3月）を加筆修正したものである。なお未完である。

